

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録の訂正が必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から48年3月まで

私が20歳の時、親が加入手続して、農協の口座から振替納付になっていたと思う。家族が納付しているのに、私だけ未納となっているのはおかしいと思う。叔父の分も、私の親が納めていて、納付になっているのに、私が未納なのはおかしいと思う。

昭和46年9月に結婚してからは義父、義父が亡くなってからは夫が納付していたはずだが、未納になっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に、親が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後である昭和48年11月20日に、A町（現在は、B町）で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち、44年2月から46年9月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

一方、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの期間については、申立人が婚姻後、申立人の国民年金保険料を納付していたという義父及び夫には未納期間が無く、申立人にも、申立期間を除き、未納期間はない。

また、国民年金の加入手続の時期からみても、婚姻後の申立人及び家族の国民年金に対する意識の高さが認められることから、申立人の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 137

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの期間、40年7月から41年3月までの期間、61年10月から62年6月までの期間、62年10月から63年12月までの期間、平成元年10月及び4年4月から5年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和40年7月から41年3月まで
③ 昭和61年10月から62年6月まで
④ 昭和62年10月から63年12月まで
⑤ 平成元年10月
⑥ 平成4年4月から5年8月まで

国民年金保険料は、A農協の組合員勘定制度を利用して払ったり、自宅で集金人に支払ったり、B町役場で支払ったりしていた。いつも妻の分と一緒に支払っていた。昭和61年に農業を辞めて現住所へ引っ越し、以降の保険料は社会保険事務所へ行って支払っていた。

未納はないはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は6回、合計64か月と比較的長期間である。

また、申立人が農業を辞めて以降の期間の国民年金保険料の納付はすべて過年度納付であり、過年度納付が可能な期間を何度か一括して納付している状況が確認できることから、時効により納付できなかった期間があった可能性がうかがえる。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の妻の年金記録は、申立期間①、②及び⑤は未納、申立期間③、④及び⑥は未納と厚生年金期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 9 月から平成 8 年 3 月までの免除期間のうち、同年 9 月に追納した約 40 万円相当期間

平成 8 年 8 月に追納勧奨のはがきが届き、社会保険事務所に電話で相談し、将来のことを考えて支払可能な範囲で納付することにした。郵便局の定額証書を解約し、その日に社会保険事務所の一階窓口で追納した。

平成 14 年 10 月にも約 40 万円追納し、納付と記録されているが、平成 8 年 9 月に支払った 1 回目の追納は記録されておらず、免除記録のままにされている。

領収書は既に処分したが、約 40 万円を 2 回支払った記憶は鮮明に残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の追納保険料を納付するために解約した郵便局の定額証書については、解約関係書類の保存年限が経過しているため、解約されたことが確認できない上、申立期間当時、追納保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は、当時、申立期間の追納保険料を納付したことは夫にも話していないとしているため、夫から証言を得ることもできない。

さらに、申立人が記憶する領収書は、申立期間当時、実際に使用されていた領収書の形状とは異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。